

ふるさと塾「出前講座」実施要項

村山教育事務所社会教育課

1 目 的

- (1) 地域で子どもたちへ地域文化の伝承を行っているふるさと塾賛同団体が、他団体との交流・研修を通して新たな視点を得て、今後の活動が活性化するように促すことができるようにする。
- (2) 団体・学校における文化伝承活動のレベルアップを図るとともに、団体が抱える課題を解決するために、講師による専門的な視点からの指導・助言によって、技能向上や活動内容の充実を図る。



2 実施時期

令和6年5月下旬～令和7年2月末日

3 会 場

各団体の活動場所、各市町の公民館、学校 等

4 対 象

- (1) 文化伝承活動に取り組んでいる村山地域のふるさと塾賛同団体
(賛同団体として登録していない団体であっても、出前講座を機会に新規登録していただければ、実施可能です。)

(2) 文化伝承活動に取り組んでいる村山管内の小・中学校 (学年単位での応募も可)

5 内 容

学校が「総合的な学習の時間」やクラブ活動等で行う文化伝承活動に講師を招く場合、また、賛同団体が地域との連携を強化する等の目的で講師を招く場合、その経費 (講師謝金) の全部または一部を県が負担する。

(1) 学校に招く講師は賛同団体に所属する地域人材を中心に選定する。

(2) 講師謝金については予算の範囲内で支給する。

・謝金の単価上限額... 1 時間 2,500 円※

・1 つの学校・団体あたりの上限額... 1 0,000 円※

※なお、申し込み状況によって、謝金の単価上限額および1つの学校・団体あたりの上限額が変更になる場合があります。

※旅費は、県規定に基づき算出し、1回分を支払い対象とします。ただし、予算を超えた場合は支出できません。

(3) 謝金は、所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の税率を適用し、源泉徴収した金額を

講師へ直接支払う。講師が複数名の場合、原則として代表者の口座に支払う。

団体の口座への支払はできない。

6 手続き

(1) 本講座を希望する団体・学校は、申請書 (別紙様式 1) を村山教育事務所社会教育課あてに提出してください。

(2) 申し込み多数の場合、本事業のねらいを踏まえ、申請書をもとに村山教育事務所です選考を行います。選考終了後、申請書の受理の可否、講師謝金の決定額について通知します。

- (3) 実施決定後、講師への派遣依頼を村山教育事務所が行います。依頼された講師は教育事務所に口座振込に係る書類等（教育事務所作成の様式）を提出します。
- (4) すべての講座が終了後、教育事務所は謝金等を講師へ支払います。また、本講座を利用した団体・学校は、実施報告書（教育事務所作成の様式）を教育事務所に提出します。

7 申請締切 令和6年5月17日（金）必着

8 その他

- (1) より多くの団体・学校に本事業の活用を促すため、新規申し込みの団体・学校を優先いたします。
- (2) 申請の手続きや詳細については、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ ・ 申請書の提出 】

村山教育事務所 社会教育課 （担当：土田 紘愛）